

浦安市規則第 38 号

浦安市路外駐車場に関する届出等に関する規則の一部を改正する 規則

浦安市路外駐車場に関する届出等に関する規則（平成12年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4章の施行」を「に基づく路外駐車場に関する届出等の事務及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）に基づく特定路外駐車場に関する事務」に、「法、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）及び路外駐車場に関する届出等に関する省令（昭和33年運輸省・建設省令第1号）」を「法令」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 2 移動等円滑化法第53条第6項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（別記第4号様式）によるものとする。

第5条第1項中「第19条前段」の次に「又は移動等円滑化法第12条第3項」を加え、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

別記第3号様式中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 5 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



供用停止命令書

あなたが管理する次の路外駐車場は、その構造及び設備が路外駐車場の利用上著しく危険であると認められるので、駐車場法第19条後段の規定により、その是正に必要な次の措置がとられるまでの間、当該駐車場の供用停止を命じます。

駐車場の名称	
駐車場の位置	
命 じ る 措 置	
命 じ る 理 由	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 5 号様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 5 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



是正措置命令書

あなたが管理する次の路外駐車場について、

駐車場法第19条前段

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第3項

の規定により、次のとおり措置をとることを命じます。

駐車場の名称	
駐車場の位置	
命 じ る 措 置	
命 じ る 理 由	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 4 号様式を別記第 5 号様式とし、別記第 3 号様式の次に次の別記様式を加える。

第 4 号様式（第 4 条第 2 項）

（表）

第	号		
		<u>立 入 検 査 証</u>	
		交 付 年 月 日	
		有 効 期 間 交付日から 1 年	
所 属			
職 名			
氏 名			
上記の者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく立入検査職員であることを証明する。			
浦安市長			印

（裏）

この証票を携帯する者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定により、立入検査を行うことができる。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

第 5 3 条 略

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3～5 略

6 第 1 項から第 3 項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。